



特定個人情報保護評価の概要

～第三者点検について～

柏市総務部行政課
令和7年8月7日作成



目次

- 特定個人情報の基本理念・・・・・・・・・・ 2
- 特定個人情報保護評価とは・・・・・・・・ 3～4
- 特定個人情報保護評価の目的・・・・・・・・ 5～6
- 全項目評価書の記載事項・・・・・・・・ 7～9
- パブリックコメントについて・・・・・・・・ 10
- 第三者点検について・・・・・・・・ 11～15
- 第三者点検の対象となる評価書・・・・・・・・ 16～17
- 今後のスケジュール・・・・・・・・ 18
- お問い合わせ先・・・・・・・・ 19

特定個人情報保護評価の基本理念



- 特定個人情報保護評価は、番号制度の枠組みの下での制度上の保護措置の1つであり、特定個人情報ファイル（※1）の適正な取扱いを確保することにより、特定個人情報（※2）の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護することを基本理念とするものです。

（※1）特定個人情報ファイルとは、特定個人情報を含む情報の集合物であって、特定個人情報を検索することができるように体系的に構成したもの（データベース等）のことをいいます。

（※2）特定個人情報とは、個人番号（マイナンバー等）をその内容に含む個人情報のことをいいます。

特定個人情報保護評価とは①



➤ 特定個人情報保護評価とは

・ 特定個人情報保護評価とは，評価実施機関（柏市）が，特定個人情報ファイルを取り扱う事務における当該特定個人情報ファイルの取扱いについて自ら評価するものです。

・ 評価実施期間（柏市）が，特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する場合において，当該特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与え得る影響を予測した上で，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生するリスクを分析し，このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上，基礎項目評価書，重点項目評価書又は全項目評価書において自ら宣言するものです。

特定個人情報保護評価とは②



➤ 特定個人情報保護評価の期待役割

・ 特定個人情報保護評価は、個人のプライバシー等の権利利益の保護のために必要最小限の措置を講じているか否かについてのチェックにとどまらず，評価実施機関（柏市）が自らの取組について積極的，体系的に検討し，評価することが期待されています。

・ 評価実施機関（柏市）は，個人情報又はプライバシーの保護に関する技術の進歩，社会情勢等の変化等に対応し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための取組を継続的に実施することが期待されています。

特定個人情報保護評価の目的 ①



➤ 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止

情報の漏えい、滅失、き損や不正利用等により個人のプライバシー等の権利利益が一度侵害されると、拡散した情報を全て消去・修正することが困難であるなど、その回復は容易ではありません。

したがって、個人のプライバシー等の権利利益の保護のためには、事後的な対応ではなく、事前に特定個人情報ファイルの取扱いに伴う特定個人情報の漏えいその他の事態が発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための措置を講ずることが必要となります。

特定個人情報保護評価は、このような事前対応の要請に応える手段であり、これにより個人のプライバシー等の権利利益の侵害を未然に防止することが目的です。

特定個人情報保護評価の目的 ②



➤ 国民・住民の信頼の確保

番号制度の導入に対して示されてきた個人のプライバシー等の権利利益が侵害されることへの懸念を払拭する観点からは、特定個人情報ファイルを取り扱う者が、入手する特定個人情報の種類、使用目的・方法、安全管理措置等について住民に分かりやすい説明を行い、その透明性を高めることが求められています。

特定個人情報保護評価は、評価実施機関（柏市）が、特定個人情報ファイルの取扱いにおいて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを自ら宣言し、どのような措置を講じているかを具体的に説明することにより、住民の信頼を確保することを目的としています。

全項目評価書の記載事項①



I 基本情報

評価の対象となる事務の全体像を把握するために、必要な事項を記載するものです。

事務の名称・内容，特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムの名称・機能，個人番号を利用する法令上の根拠等の項目が設けられています。

II 特定個人情報ファイルの概要

評価対象の事務において取り扱う特定個人情報ファイルの内容と，その取扱いプロセスを把握するために必要な事項を記載するものです。

対象人数が多い，記録項目が多い，特定個人情報ファイルの取扱いを委託・再委託していること等，特定個人情報ファイルの特徴を把握し，それを踏まえて，「III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」について検討することとなります。

全項目評価書の記載事項②



Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

評価対象の事務における特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおいて想定されるリスクへの対策について記載するものです。

「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」の記載を踏まえ、例示されている各リスクに対し、具体的にどのように対応しているかを確認することで、十分なリスク対策が実施されているかを検討しています。

Ⅳ その他のリスク対策

評価書に記載したとおりに運用がなされていることや、その他特定個人情報ファイルの取扱いの適正性について、評価の実施を担当する部署自らが、どのように自己点検及び監査を実施するか記載するものです。

全項目評価書の記載事項③



V 開示請求，問合せ

特定個人情報に関する開示・訂正・利用停止請求を受理する部署の名称，住所，電話番号等を記載するものです。

その他，特定個人情報ファイルの取扱いに関して問い合わせをする際の連絡先も記載しています。

VI 評価実施手続

全項目評価書の評価対象事務について，住民等からの意見の聴取（パブリックコメント）に係る主な意見の内容や，評価書へ反映したときの内容等を記載するものです。

（別添 3）変更箇所

評価の再実施又は評価書の修正に伴い，評価書の記載を変更した箇所について記載するものです。

パブリックコメントについて



➤ パブリックコメントの概要

特定個人情報保護評価に関する規則第7条第1項の規定に基づき、特定個人情報ファイルを保有しようとするとき又は全項目評価書に重要な変更を加えようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前又は全項目評価書に重要な変更を加える前に全項目評価書を公示し、広く住民その他の者の意見を求める必要があるため、パブリックコメントを実施することとしております。

➤ パブリックコメントによって得られた意見について

特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項に基づき、パブリックコメントによって得られた意見を十分に考慮した上で、全項目評価書に対して必要な見直しを行います。

第三者点検について①



➤ 第三者点検の実施

地方公共団体等（柏市）が全項目評価を実施する際は，個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の規定により，パブリックコメントを実施した後，個人情報保護委員会へ全項目評価書を提出するより前に，第三者点検を受ける必要があります。

【参考】

➤ 個人情報保護評価に関する規則第7条第1項

地方公共団体等は、特定個人情報ファイル(第四条第一号から第九号までのいずれかに該当するものを除く。)を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、法第二十八条第一項に規定する評価書を公示し、広く住民その他の者の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第十一条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

➤ 個人情報保護評価に関する規則第7条第4項

第一項前段及び第二項の場合において、地方公共団体等は、これらの規定により得られた意見を十分考慮した上で当該評価書に必要な見直しを行った後に，当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて，個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関，当該地方公共団体等の職員以外の者で個人情報の保護に関する学識経験のある者その他指針に照らして適当と認められる者の意見を聴くものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第十一条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

第三者点検について②



➤ 第三者点検の目的

特定個人情報保護評価の適合性，妥当性を客観的に担保することが目的です。

具体的には，個人情報保護委員会による行政機関等の全項目評価書の承認に際しての「審査の観点（次のページ以降に記載しております。）」を参考にすることができるとされています。

第三者点検について③



➤ 審査の観点（特定個人情報保護評価の適合性）

「**適合性**」とは、特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているかどうかのことを意味します。

「特定個人情報保護評価指針第10 1（2）」で示されている審査の観点は、次に掲げるとおりです。

- しきい値判断に誤りはないか。
- 適切な実施主体が実施しているか。
- 適切な時期に実施しているか。
- 適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。
- 特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。等

第三者点検について④



➤ 審査の観点（特定個人情報保護評価の妥当性）

「**妥当性**」とは、特定個人情報保護評価の内容が、特定個人情報保護評価指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らして妥当と認められるかどうかのことを意味します。

「特定個人情報保護評価指針第10 1（2）」で示されている審査の観点は、次に掲げるとおりです。

- 記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。
- 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。

（次のページに続きます。）

第三者点検について⑤



➤ 審査の観点（特定個人情報保護評価の妥当性）（続き）

- ❑ 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを，特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき，特定しているか。
- ❑ 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。
- ❑ 記載されたリスクを軽減させるための措置は，個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止，国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし，妥当なものか。
- ❑ 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は，国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし，妥当なものか。 等

第三者点検の対象となる評価書①



➤ 評価書名

新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 全項目評価書

※新規で特定個人情報保護評価（全項目評価）を実施するものです。

➤ 担当部署

健康医療部 健康増進課

➤ パブリックコメントの実施期間及び結果

パブリックコメントを、令和7年6月2日から令和7年7月2日まで実施しました。
実施した結果、意見の提出はありませんでした。

第三者点検の対象となる評価書②



➤ 評価書名

個人住民税の賦課事務 全項目評価書

※全項目評価書の内容に重要な変更が生じるため、特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施を行うものです。

➤ 担当部署

財政部 市民税課

➤ パブリックコメントの実施期間及び結果

パブリックコメントを、令和7年7月1日から令和7年8月1日まで実施しました。
実施した結果、意見の提出はありませんでした。

今後のスケジュールについて



➤ 部会の開催日

- ・令和7年8月18日（月）（第1回目）
- ・令和7年9月5日（金）（第2回目） の計2回，開催することを予定しております。

※第2回目の開催については，第1回目に審議いただいた結果に応じて，開催をしない可能性がございます。

➤ 部会への諮問

第1回目の部会において，諮問庁から，諮問が行われる予定です。

委員の皆様におかれましては，誠に恐縮ではございますが，諮問庁からの諮問に応じ，特定個人情報保護評価書に対する**第三者点検**を実施していただくようお願いいたします。

お問い合わせ先



- 担当者
柏市総務部行政課 情報公開担当 武石, 柳澤, 武藤
- 電話番号
04 - 7167 - 1112 (直通)
- F A X 番号
04 - 7166 - 6026
- メールアドレス
gyosei@city.kashiwa.chiba.jp

御不明なこと等がございましたら、上記までお問い合わせください。

委員の皆様におかれましては、貴重なお時間を頂戴することとなり大変恐縮ではございますが、何卒よろしくお願いいたします。